

問は問い合わせ先です

**平成19年度の軽自動車税の納期限は5月31日です**

■軽自動車税が賦課される方  
4月1日現在で、軽自動車（軽四輪車や原付きバイク、軽二輪車など）を登録している方に、1年分の軽自動車税が賦課されます。本年度の納税通知書は5月2日に発送予定で、納期限は5月31日です。  
※4月2日以降に廃車・名義変更手続きを行っても、月割りで課税・還付されることはありません。

**軽自動車税の減免制度**

身体障害者などが所有する軽自動車でも、もっぱら通学や通院、仕事などのために使用する車両については、申請により軽自動車税の減免を受けられる場合があります。  
※普通自動車税（県税）の減免を受ける場合、軽自動車税の減免を受けることはできません。  
●申請期限 5月24日（木）  
●必要な物 納税通知書、障害者手帳、運転免許証、車検証、印鑑  
☎税務課 222-1313

**4月から3歳未満(第1子・第2子)の児童手当支給額が変わりました**

児童手当の法律改正により、4月から3歳未満の児童手当支給額が出生順位にかかわらず、一律月額1万円になりました。  
今回の改正では、受給者が特段の手続きを行う必要はありません。支給額が変更となった受給者には、6月期支払時の通知書と一緒に、支給額改定の通知をお送りします。  
なお、3歳以上の児童手当支給額は今まで通りです。  
■改正後の児童手当支給月額  
①3歳未満  
・第1子・第2子 5千円→1万円  
・第3子以降 1万円(変更なし)  
②3歳以上(変更なし)  
・第1子・第2子 5千円  
・第3子以降 1万円  
■所得限度額以上のため認定却下となっていた方へ  
児童手当の認定については、6月分から「平成18年分の所得額」などを基に審査します。  
このため、児童手当の申請を以前行つた際に、所得が限度額以上のため認定が却下されていた方も、平成18年中の所得や扶養人数によっては認定される場合がありますので、5月中にあらためて申請くださいようお願いいたします。  
☎子ども家庭課総務係 222-13363

**本年度も地籍調査を実施します**

地籍調査は、一筆ごとの土地について所有者の立ち会いの下、地番や地目、境界、面積を調査するものです。昭和55年度から調査を始め、これまでに次の区域で調査を終えました。  
・白川、大鷹沢、小原(全地区)  
・大平、斎川、越河、福岡(一部区域)  
本年度も6月中旬から11月ごろまで調査を実施しますので、土地所有者の皆さまのご協力をお願いします。  
●平成19年度調査区域  
越河字石坊町など55単位区域、越河字町屋敷、越河五賀字平三郎など3単位区域



▲平成19年度地籍調査実施区域

**「家族介護教室」を開催します**

在宅介護の知識や技術を習得していただくための教室です。  
●対象 在宅介護をしている方や介護に関心のある方(できる限り全日程にご参加ください)  
●募集人員 15名(先着順)  
●参加費 無料  
●昼食は各自ご準備ください。  
●申込締め切り日 6月5日(火)  
●日程および実施内容  
・6月12日(火)10時～15時 開講式、講話「健やかな老年期を過ごすに当たって」、実技「日常生活における介護の実践①」、老人福祉施設見学  
・6月19日(火)10時～15時 講話「自立に向けての介護」、実技「日常生活における介護の実践②」、実技「日常生活における介護の実践③」  
・6月26日(火)10時～15時 実技「家庭における介護の実践④」、実技「日常生活における介護の実践⑤」  
・7月3日(火)10時～15時 実技「家庭における看護の実際①」、講話「家庭における看護の実際②」、閉講式  
●場所 総合福祉センターなど  
●持参する物 筆記用具(動きやすい服装でご参加ください)  
☎長寿課 222-13361

**「結婚おめでとう」が、新婚家庭に「めんこ」をプレゼント**

4月から、市民のお二人が婚姻届を提出された場合に、記念品として「めんこ」の印鑑を贈っています。4月18日現在、9組の皆さんにプレゼントされています。  
●対象要件 婚姻届提出時点で夫婦ともに白石市に住所があること。提出先は白石市に限りません。なお、同一人物との再婚は対象外です。  
☎市民課 222-13312

**安全キャブ つければあなたは安全・快適農作業**

4月1日から5月31日までは、春季農作業安全運動期間です。「慣れているから」といった考えは持たず、機械操作などを慎重に行い、休憩を取るなど、事故のないように農作業を行いましょ。  
■仕事前にもう一度確認しましょう  
①これから使う機械や道具の点検・整備は早めに行う。  
②定期的に休憩を取れる無理のない作業計画を作成する。  
③狭い道を走行する際は、路肩の状況を事前に確認する。  
④ほ場の出入りやあぜ越えは、適切な速度で慎重に行う。  
⑤機械を移動するときは、テールランプなどをきれいにします。  
●主催 農作業安全運動推進宮城県本部  
☎農林課 222-1253

**地域農業いきいき推進事業補助金交付団体を募集します**

地域農業を活性化させようとする意欲ある活動を支援するための事業です。ぜひご応募ください。  
●対象団体 農家組合や農業法人(3戸以上)、農林業関係任意組合・団体(3戸以上)、森林組合で、地域農林業の活性化への貢献が期待できる団体です。  
●対象事業 ほかの団体などから補助を受けていない団体で、次のいずれかに該当する事業  
①産地拡大推進型事業 新たな農林産物や加工品の導入・拡大、地産地消・グリーンツーリズムの推進を実施して産地拡大を図り、地域農業を発展させようとする事業  
②集落環境保全型事業 農村環境や生活環境などの保全につながる減農薬・減化学肥料、有機農産物、環境保全活動などへの取り組みや、有害鳥獣被害防止に必要な事業  
③集落営農促進型事業 集落営農を促進させるために必要な団地化や、品質向上・省力化などの事業  
●補助内容  
・補助率 ソフト事業の場合は補助対象経費の2分の1以内、ハード事業の場合は3分の1以内  
・補助限度額 1団体につき50万円  
・補助期間 3年以内  
●申請期限 6月29日(金)  
☎農林課 222-1253

**学生の皆さまへ 学生納付特例の申請はお早め!**

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるものであり、やがて訪れる老後の生活が損なわれることのないよう、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。学生の皆さんも20歳になると国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。  
■保険料を納められないときは 親の援助などで生活しており、国民年金の納付が困難であるといった学生の方のために、保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。  
申請が認められた場合、保険料は特例期間経過後10年以内に納めることができます。  
●対象となる学校 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校  
●申請に必要な物 学生証、印鑑  
※1年以上継続する場合、申請は毎年行ってください。  
■「ねんきんダイヤル」をご利用ください  
●年金請求などに関する相談 ☎0570-05-1165  
●年金受給している方の相談 ☎0570-07-1165  
☎大河原社会保険事務所 ☎0224-51-3111  
☎市民課国民年金相談係 ☎222-13312

Do you know? **知ってる?**

**「裁判員制度とは?」その1**

☎いきいきライフ消費生活相談室 ☎22107833 (相談日 月水金9時～16時)

最近、「平成21年5月までに裁判員制度が始まります」と題して、フォーラムの開催と参加を呼び掛ける広告を新聞などでよく目にします。  
皆さんの中には、刑事事件にどのようなかわるのか不安に思ったり、「私は関係ない」、「断ればよい」と思ったりしている方も多いと思います。今日は、裁判員制度についての疑問と回答を最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会が合同で作成した「裁判員制度が始まります」から抜粋して挙げてみましょう。

■裁判員制度とは、どのようなものですか?  
裁判員制度は、国民に裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、また、有罪の場合はどのような刑にするかなどを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。  
■なぜ導入されるのですか?  
国民が裁判に参加することにより、法律の専門家ではない人たちの感覚を裁判内容に反映させるためです。その結果、国民の司法に対する理解と信頼が深まること期待されています。国民が裁判に参加する制度はアメリカやイギリス、フランスなどでも行われています。

■裁判員はどのようにして選ばれますか?  
最初に、選挙人名簿を基に裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から1つの事件ごとに、裁判所における選任手続きにより選ばれます。  
■裁判員になるために、資格はいらないのですか?  
衆議院議員の選挙権を有する方(20歳以上)であれば、原則として誰でも裁判員になることができます。ただし、次の方は裁判員になることができません。  
①国家公務員になれない人、義務教育を終了していない人、禁固以上の刑に処せられた人、心身の故障のため、裁判員の職務遂行に著しく支障のある人。  
②国家公務員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員、司法関係者、大学の法学の教授、助教授、都道府県知事および市町村長(特別区長も含む)、自衛官、禁固以上の刑に当たる罪により起訴されている裁判中の入、逮捕または拘留されている人。  
③審理する事件の被告人または被害者本人と、それらの親族・同居人など、審理する事件の証人または鑑定人になった人、被告人の代理人・弁護人など、検察官または司法警察職員として職務を行った人など。  
④不公平な裁判をする恐れがあると裁判所が認めた人。